

議題 2 (委員会決裁事項 (規則第 3 条第 1 号))

平成 28 年度使用府立支援学校教科用図書採択について

標記について、大阪府教育委員会は府立支援学校が選定した教科用図書をすべて採択する。

平成 27 年 8 月 21 日

大阪府教育委員会

〈参 考〉

[根拠規定]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抄)

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

# 平成 28 年度使用府立支援学校教科用図書の採択について

## 1 支援学校の教科書選定・採択の仕組み（次頁参照）

## 2 教科書採択の時期

支援学校の小・中学部の教科書採択については、8月31日までに行わなければならないと定められている。

【根拠法令】「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」

第 14 条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない。

2 9月1日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

## 3 支援学校の教科書採択の方法

以下の図書の中から学校長が選定し、一般図書（高等部）については支援教育課が調査を行い、教科用図書として適切であるか判断したうえで採択を決定する。

		小学部・中学部	高等部
文部科学省検定済教科書		選定資料作成時に小中学校課が確認済	高等学校課が確認済
文部科学省著作教科書		支援教育課が確認済	
一般 図書	附則第 9 条関係教科用 図書選定資料掲載図書	大阪府教科用図書選定審議会の答申に基づき、大阪府教育委員会がリストを作成	
	その他	選定不可	支援教育課が確認

## 4 対象教科書数

小学部 のべ 2,123 冊

中学部 のべ 2,213 冊

高等部（専攻科含む） のべ 1,962 冊

府立支援学校 合計 のべ 6,298 冊

\* 上記のうち、昨年度調査済み教科用図書を除く、現物の確認が必要な一般図書 95 冊について、新たに調査を実施した。

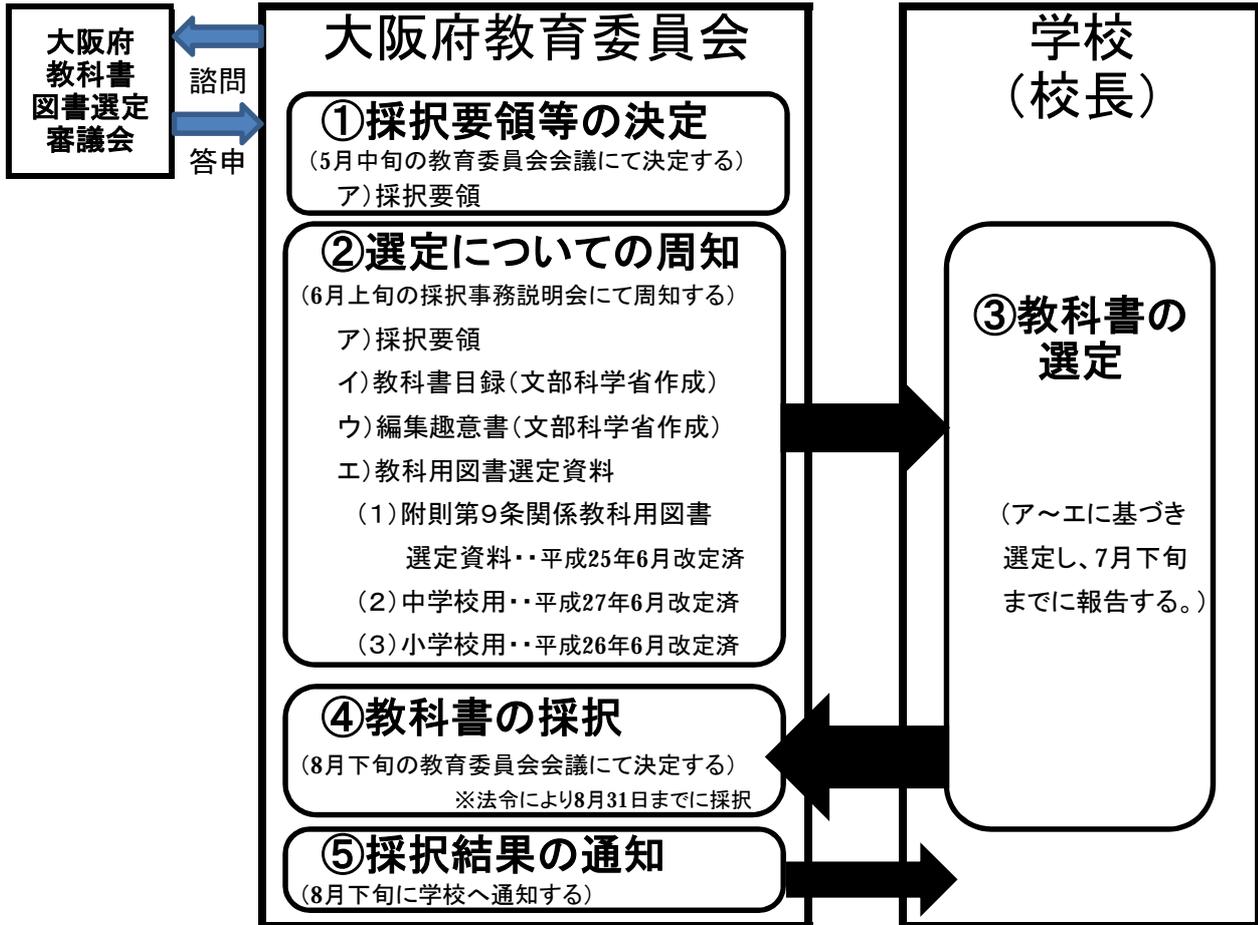
## 5 一般図書の調査の観点

1	特定の事項、事象、分野などに偏りがある、全体として調和がとれていない
2	特定の事柄を特別に強調し過ぎている、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げている
3	特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるおそれがある
4	特定の個人、団体などの活動について、政治的又は宗教的な援助や助長となるおそれがある、その権利や利益を侵害するおそれがある
5	引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などは、信頼性のある適切なものが選ばれていない
6	人権尊重の観点から、偏見や差別意識を助長する表記・表現や挿絵・写真等の掲載がある
7	実際に使用する際、教員や生徒に誤解を招く

## 6 調査結果

課題があるものはなし

## 府立支援学校（小学部・中学部）教科書選定・採択の仕組み



## 府立支援学校（高等部）教科書選定・採択の仕組み

